

## Agreement 申込規約

### (総則)

01. チャリプール（以下「当社」といいます。）が運営する自転車駐輪場（以下「駐輪場」といいます。）を定期的に利用する方はこの約款に記載してある事項を承諾のうえ利用するものとします。利用の際には必ず規定の内容を確認して下さい。

### (利用時間及び受付時間等)

02. 当駐輪場は、毎日 24 時間入出場可能とするものとします。

03. 利用申込み、退会、鍵権限の再交付等その他手続きはクライミングジム「ロックガーデン神戸」（以下「ロックガーデン」）において当社ホームページ記載の時間内にて行います。

### (申込等)

04. 申し込みは駐輪場を利用する車体 1 台毎に行われます。

05. 会員申込み数が収容可能台数に達したときは、受付を停止します。

### (会員申込手続き及び利用料金等)

06. 会員申込及び契約手続きは、当社の定めた方式によるものとします。

07. 会員利用料金は、当社の定めるところにより、ホームページ等に記載します。

08. 会員申込手続きを終えた方には、入出場時のドア解錠を行うための鍵権限を交付します。

09. 当社の事情により駐輪場が利用出来なくなったときは、その期間に対応する利用料金を払い戻します。

### (会員契約の更新)

10. 会員契約は原則として 1 ヶ月単位の自動更新とします。

11. 前項の規定にかかわらず、本契約の開始日より 3 ヶ月間は、最低契約期間とします。

### (解約)

12. 会員は、最終利用月の 1 ヶ月以上前の受付日時までに、ロックガーデンの受付にて解約届に所定の事項を記入することにより最終利用月末日限りで本契約を解約して退会することができます。

13. 前項に拘らず、前条で定める最低契約期間内は、会員は退会をすることができません（前項に定める手続きを行って、最低契約期間末日をもって退会することは可能です。）。

### (入出場鍵権限の再交付)

14. 入出場鍵権限は、携帯端末等の紛失、毀損等により必要がある場合、1,000 円（税別）にて再交付します。

15. 前項の再交付はロックガーデンの受付で行います。

16. 再交付後は、再交付前の端末で入出場することはできません。

### (入出場鍵権限の失効)

17. 会員は、会員契約を解約したときは、解約月の末日をもって鍵権限が失効します。

### (自転車等の盗難、破損等)

18. 当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、駐輪場内における盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損害については、当社は一切の責任を負いません。

(利用可能車種)

19. 長さ 1800mm、幅 600mm (タイヤ幅 55mm)、車両総重量 16kg 以下のロードバイク又はクロスバイクに限ります。これら以外の自転車は駐輪できません。

(入出場可能時間)

20. 入出場可能な時間は 24 時間とします。但し、緊急を要する什器の搬出入及び設備メンテナンス等又は、責めに帰す事のできない事由により通常の営業が困難な場合はこの限りではありません。

(連絡)

21. 当社から会員への連絡は、電話、メール便、書面の送付、電子メールの送信、または本サイトへの掲載等、当社が適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信又は本サイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点で会員に到達したものとします。

(利用上の遵守事項等)

22. 会員は、次に定める事項駐輪場管理の係員 (以下「管理員」) から求められたときは身分を証明する書類などを提示しなければなりません。

23. 会員は、所定の駐輪具に正しく駐輪しなければなりません。所定場所以外の通路等への駐輪は禁止します。当該行為等により管理上必要が生じたときは管理員が駐輪場所を移動させる場合があります。

24. 会員は、駐輪の目的でのみ駐輪施設に立ち入ることができます。

25. 会員は、入会時に登録した自転車の修理等により代車を使用するとき、又は登録車種を変更するときは遅滞なく当社にその旨及び変更した内容をメールにより届け出た後、その登録を受けるものとします。

26. 会員は、駐輪場内では盗難防止のため頑丈な錠を備えるようにし、自己の責任において確実に施錠するものとします。

27. 会員は、駐輪場内のフロア上に物品を残したり、自転車に貴重品を残したりしないものとします。

28. 会員は、場内での駐輪以外の行為 (宣伝、営業、募金、署名活動等) をしてはなりません。

29. 会員は、駐輪場内で自転車に乗って走行してはなりません。自転車から降りて移動してください。

30. 会員は、駐輪場内でむやみに警告鈴や警笛を鳴らすこと、大きな声を出すことは禁止します。

31. 会員は、駐輪場内では、喫煙等、火気の使用及びゴミ・汚物の持ち込み等管理上支障となる行為をしてはなりません。

32. 会員が、故意または過失によって、駐輪場内施設および自転車等ならびに人身に損害

を与えたときは、これを弁償しなければなりません。また、速やかに管理者までご連絡するものとします。

33. 会員は、登録内容に変更があったときは、ただちにロックガーデンにて変更手続きをしなければなりません。これを怠った事によって会員が損害を被った場合、当社は一切の責任を負いません。

34. 駐輪場の利用について不正があったときは、以後の利用を禁止することがあります。

35. 当社関係会社以外の方は、当駐輪場の駐輪に関係のない施設への立ち入りおよび機器に触れることを禁止します。

36. 場内の注意看板、掲示物に記載されている内容を遵守してください。

(契約外行為)

37. 契約期間終了の後、留置された自転車は、無償にて当社に譲渡されたものとみなし処分します。

38. 登録されていない車体を管理人が発見した場合は、即時に処分します。

39. 不正駐輪を発見した場合、当社は、警察への通知、張り紙、チェーンの切断、場内空きラックに移動したうえでの課金等の対応を取る場合があります。この場合、正規駐輪料金に加えて当該対応に要する費用および違約金2万円を請求いたします。切断したチェーン等当該対応に生じる利用者の損失は保証いたしません。

(契約の解除)

40. 契約期間中であっても、次の場合は、その契約を解除することがあります。

A>他の会員に著しく迷惑となる行為を行ったとき。

B>当社管理員の指示または約款を遵守せず、駐輪場の管理運営に支障をきたしたとき。

C>その他、当社の駐輪場運営の障害となる行為をしたとき。

D>当社が駐輪場を閉鎖する場合。

前A号、B号及びC号により解約された場合においては、利用料金の払い戻しは一切行いません。

(利用者の賠償責任)

41. 当駐輪場の利用者が本規定や駐輪場内に掲示された規定に違反した場合または故意もしくは過失により駐輪場の設備・機器を損傷した場合は、それにより当社が被った損害（その結果駐輪場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより損失した営業上の利益を含みます）を賠償していただきます。

(免責)

42. 当社は、自転車、その付属装着物または積載物の盗難、紛失、汚損、破損、故障その他不具合については一切責任を負いません。

43. 当社は、天災地変、戦乱、火災その他の不可抗力、不正駐輪による出庫妨害その他の第三者の行為、電力事情の変動その他当社の責めに帰することのできない事由に起因して、自転車の所有者または利用者が被った損害については一切責任を負いません。